

全国労働衛生週間実施指導会

第14次労働災害防止計画にかかる健康確保対策について

目次

- 1 第14次労働災害防止計画
- 2 化学物質規制
- 3 第10次粉じん障害総合対策
- 4 一般定期健康診断結果からの健康管理
- 5 熱中症対策 クールワークキャンペーン
- 6 火災災害の防止

郡山労働基準監督署 安全衛生課

安全衛生課長 高橋 貴大

1

1 第14次労働災害防止計画

福島労働局 第14次労働災害防止計画（2023年度～2027年度）

労働災害防止計画とは
 ○労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害を減少させるために、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画です。
 ○「福島労働局第14次労働災害防止計画」は国が策定した「第14次労働災害防止計画」を推進するため、福島労働局、管内の事業者、労働者等が取り組むべき事項を定めた計画です。

計画のねらい

- 誰もが安全で健康に働くために、事業者、注文者、労働者等が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。
- 労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を築き上げなければならない。
- 原発事故からの復興工事に伴う労働者の安全確保対策、放射線物質による健康障害防止対策、安全確保対策等の推進を図る。

目標

- 以下を目標とし、アウトカム指標の達成を目指して取り組む。
- **死亡災害** → **死亡者数を2022年と比較して5%以上減少させる。**
- **死傷災害** → **死傷者数（休業4日以上）を2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。**

アウトプット指標
事業者が、計画の重点事項の取組成果として、労働者の協力の下、達成を目指す指標

アウトカム指標
アウトプット指標を実施した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標

アウトカム指標（期待される結果）

1. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ・転倒の年齢別死傷年千人率（年間の十人当たりの災害発生件数）を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
 - ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
 - ・社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
2. 東日本大震災からの復興に係る安全衛生確保対策の推進
 - ・福島第一原子力発電所の廃炉作業及び除染等業務等における安全衛生確保対策の徹底を図る。
3. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - ・60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女とも増加に歯止めをかける。
4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
 - ・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。
5. 業種別の労働災害防止対策の推進
 - ・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
 - ・建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
 - ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
 - ・林業について、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

6. 労働者の健康確保対策の推進
 - ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
 - ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
7. 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、燃発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止期間と比較して、5%以上減少させる。
 - ・熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

福島県内の労働災害発生状況（コロナ除く）及び第14次労働災害防止計画の目標

お問い合わせは、福島労働局・各労働基準監督署へ 福島労働局 [検索](#)

2

1 第 1 4 次労働災害防止計画

アウトプット指標（事業者が達成を目指す指標）	福島労働局の重点実施事項（取り組むこと）
<p>○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進及び高齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・新築・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ・介護・看護作業において、アシフトウェアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<p>転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、アプリ・動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福島県労働災害防止運動（転ばないでね！）」実施要綱の周知を図る。 ・介護現場における標準予防策指針」に基づく標準予防策の促進を図る。 ・介護職員の身体への負担軽減のための介護支援（アシフトウェア）や介護機器等の導入など職場予防対策の普及を図る。 ・「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を図る。 ・事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持促進の取組を推進するため、「事業場における労働者の健康保持促進のための指針」（THP指針）の周知を図る。
<p>○東日本大震災からの復興に係る安全衛生確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所の廃止作業並びに福島県内各地域で行われる除染作業、特別清掃下業務及び事業用廃棄物処理業務（以下「除染等業務」といふ。）に従事する労働者に対する安全衛生管理、並びに修繕管理、並びに修繕管理、健康管理等を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所について、放射線防護業務等の作業計画の作成及び指針に基づく作業を実施するよう徹底を図る。 ・除染等業務等について、並びに修繕管理、保護員の着用、特別教育、健康診断及びその結果に基づく事後措置等を実施するよう徹底を図る。
<p>○多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材や模範教材材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者への効果的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や、イメージしやすいデザインと母国語表記を併せた標識を掲示する等、危険の「見える化」の促進を図る。
<p>○業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（商主となる事業者を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 ・工場・製造関連の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 ・「土木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックからの荷の積み卸し作業における墜落・転倒防止対策の見直しを内容とする改正労働安全衛生規則の周知・指導を行う。 ・「荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷主事業者対策に取り組む。 ・工場・製造関連の現場の実態、一層現場の使用機器の明確化等、墜落・転倒災害防止の見直しを内容とする改正労働安全衛生規則の周知・指導を行う。 ・機械安全を有する機械の活用により、現場の作業者が被災するリスクを有意に低減させる取組を推進する。 ・立木の伐倒時の慎重な取り扱いや未熟木の禁止事項の徹底を図るとともに、下駄を保護する保護板の着用や木材取出機械等の安全対策の徹底を図る。
<p>○労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次有病率の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「過労死等の防止のための対策に関する六綱」に基づく長時間労働の削減のための取組等を進める。 ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策や産業保健活動に取り組む事業者対策について、経営層に対する意識啓発の強化を図る。 ・福島県産業保健総合支援センター及び各地域産業保健センターを通じて、小規模事業者を中心とするメンタルヘルス対策の取組を支援する。 ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を図る。
<p>○化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に基づくラベル表示、SDS交付の義務対象外で、危険性・有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ90%以上とする。 ・リスクアセスメントの実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントの実施事業場の割合を2025年までに80%以上とする。リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・熱中症災害防止のために書き直数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、円滑な実施のための周知を図るとともに、SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく露出減低措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行う。 ・「石綿ばく露防止対策5か年計画」等に基づき、石綿ばく露防止対策の周知・指導を行う。 ・「第10次暑熱対策総合対策」に基づき、冷却用保護用品の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。 ・日本工業規格に適合した書き直数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図るとともに、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。

2 化学物質規制

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

- 事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施することが必要です。
- 令和6年4月1日から完全施行されています。対象となる事業場は確実に実施してください。
- 化学物質の管理について疑問があれば、右の相談窓口をご活用ください。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制
労働安全衛生法施行令の一部を定する政令等の概要

図解で入浴、試験、実地における労働安全衛生法施行令（政令）により、労働者に対するばく露防止措置（ラベル表示、SDS交付）の対象となる化学物質の範囲が拡大されています。対象となる化学物質は、危険性・有害性が把握されている化学物質のうち、労働者に対するばく露防止措置（ラベル表示、SDS交付）の対象となる化学物質と、労働者に対するばく露防止措置（ラベル表示、SDS交付）の対象とならない化学物質とに分かれています。

対象となる化学物質の範囲は、労働安全衛生法施行令（政令）により拡大されています。対象となる化学物質は、危険性・有害性が把握されている化学物質のうち、労働者に対するばく露防止措置（ラベル表示、SDS交付）の対象となる化学物質と、労働者に対するばく露防止措置（ラベル表示、SDS交付）の対象とならない化学物質とに分かれています。

事業者のみさまへ 厚生労働省委託事業 **厚生労働省**

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

**ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政令改正による
「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。**

◆労働安全衛生法の関係政令改正の主な概要◆

- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下^{※1}または最小限度^{※2}にする義務
- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護用品の使用
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定対象物質 ※2：リスクアセスメント対象対象物質

・新たな化学物質規制にどのように対応すればいいですか？
 ・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
 ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
 ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
 ・「CREATE-SIMPLE」の使い方を教えてください。
 ・化学物質管理に役立つ情報はどこで分かれますか？

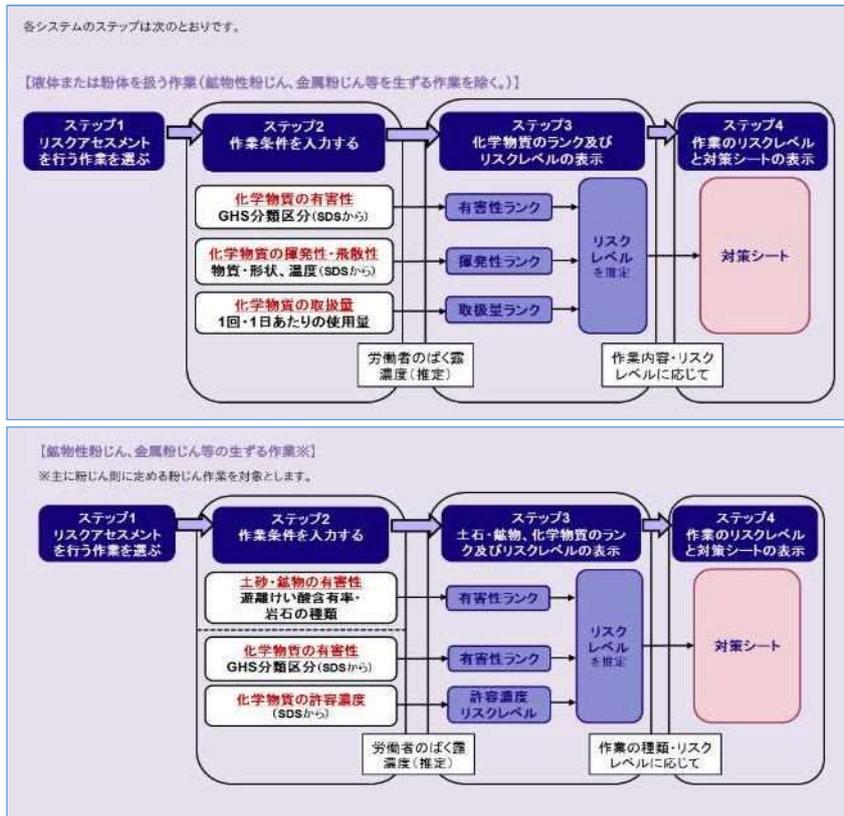
050-5577-4862

テックヒルからのお問合フォームをご利用いただけます。 [テックヒル 相談窓口](#) | 検索 | 検索の使い方

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

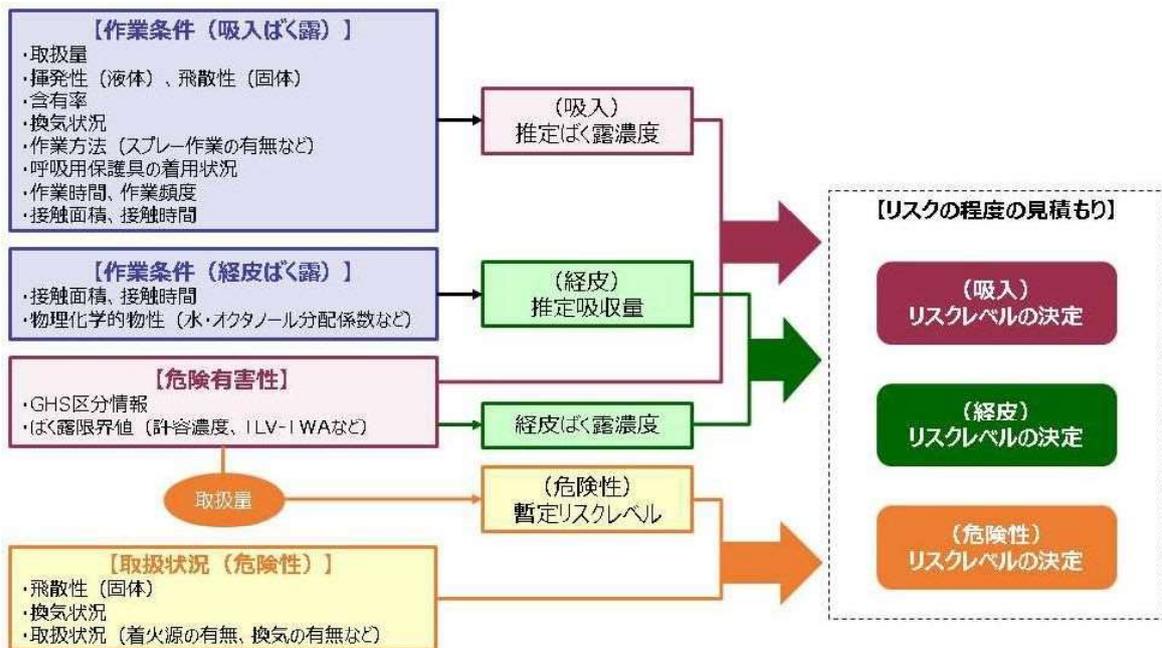
令和5年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談・訪問支援事業」
【事務局】テックヒル株式会社 化学物質管理部門
TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145
<https://technohill.co.jp/>

厚生労働省版コントロール・バンディング対象：有害性



5

CREATE-SIMPLE (クリエイトシンプル)



※ SDS等対象物は、リスクアセスメントを実施して、リスク低減措置（ばく露される程度を最小限度にする措置）を講じる必要があります。

6

CREATE-SIMPLE (クリエイトシンプル)

CREATE-SIMPLE ver 3.0

リスクアセスメントシート

CREATE-SIMPLE ver 3.0

- サービス業等の製造・取扱・譲渡提供の化学物質のリスクアセスメントツール -

説明

- リスクアセスメントとは、労働者の安全や健康への影響について評価をすることです。
- CREATE-SIMPLEは、労働者の健康（吸入・経皮）への影響と燃焼の危険性について特長し、対策の検討を支援します。
- SDSを編成して対象物質を決定し、以下のSTEP1から順番に入力していきます。

No. 2
実施日 2024/7/3
実施者

結果呼出 入力内容クリア

[STEP 1] 対象製品の基本情報を入力しましょう。

製品DBから入力

タイトル	
製造場所	
製品ID等	
製品名等	
作業内容等	
備考	

リスクアセスメント対象 吸入 経皮吸収 燃焼性（爆発・火災等） 性状 液体 固体 気体 成分数 1

[STEP 2] 取扱い物質に関する情報を入力してください。

CAS RNで検索 一覧から選択 CAS RN一語入力 1 編集 詳細表示

No	CAS RN	物質名	含有率 [%]
1			

[STEP 3] 以下の作業内容に関する確認を済ませましょう。

保存

01 製品の取扱いに当たりますか。

トップ リスクアセスメントシート 実施レポート 結果一覧 製品DB SUBSTANCELIST SECCOLIST TRANSITION TABLE

7

【R6.4.1】

SDS対象物を製造・取扱・譲渡提供する事業場は化学物質管理者を選任する

(1) 選任が必要な事業場は、リスクアセスメント対象物を①製造、②取扱い・譲渡提供をする事業場で
す（業種や規模に要件はありません）。

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

(2) 以下の者から選任してください。

①リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者

②リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場

→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

(3) 化学物質管理者の選任報告は不要ですが、見やすい箇所に選任者氏名を掲示しなければなりません。

8

【R6.4.1】

リスク低減措置として保護具を使用させる場合、保護具着用管理責任者を選任する

- 保護具着用管理責任者は、次に掲げる者又は保護具の管理に関する教育を受講した者から選任してください

- ・化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
(有機溶剤作業主任者、特化作業主任者等)
- ・安全衛生推進者に係る講習の修了者等

- 選任報告は不要ですが、選任者の氏名を職場の見やすい箇所に掲示等しなければなりません

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

【R6.4.1】

皮膚等の健康障害を引き起こしうる化学物質等を製造・使用する場合、障害等防止用保護具を使用させる（SDS等対象物に限らず）

①「皮膚等障害のおそれがあることが明らかな物質」は保護具着用義務

(R6.3.31までは努力義務)

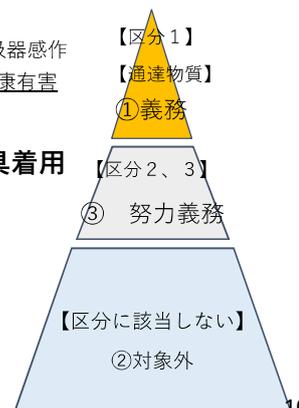
- GHS、SDSの「皮膚腐食性・刺激性」「眼に対する重篤な損傷性・刺激性」、「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類
- 厚生労働省通達で示す物質

②「皮膚等障害のおそれが無いことが明らかな物質」は対象外

- GHS、SDSの「皮膚腐食性・刺激性」「眼に対する重篤な損傷性・刺激性」、「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれも「区分に該当しない」と記載され、他の経皮による健康有害性の記載が無い物質

③「皮膚等障害のおそれが無いことが明らかではない物質」は保護具着用努力義務

- 上記①、②以外の物質（SDSの「皮膚腐食性・刺激性」等で区分2、3の物質等）



3 第10次粉じん障害総合対策

呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、以下について実施してください。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理や廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタ交換の基準を定め、フィルタ交換を管理、それを記録する台帳の整備
- 呼吸用保護具の適正な着用

電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう



国(平30)検
第00999号
○○○○○

国家検定合格標章の確認

- 標章が無いマスクは防じんマスクではありません

粉じん作業にかかわる事業者の皆さま

第10次 粉じん障害防止総合対策の実施をお願いします

第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項 (評価は中画)

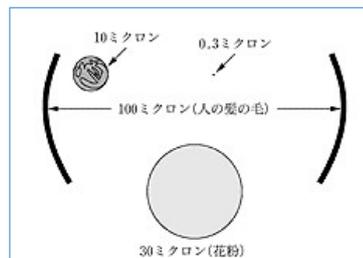
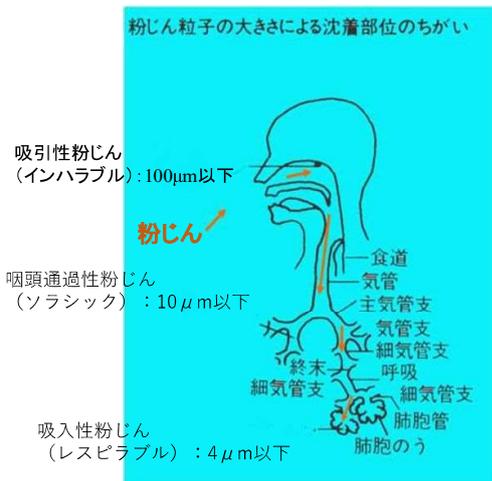
- 呼吸用保護具の使用の徹底および適正な使用の推進
- ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- じん肺健康診断の着実な実施
- 退職後の健康管理の推進
- その他地域の実情に即した事項
 - ・アーク溶接作業や岩石等の掘削等の作業
 - ・金網等の研磨作業
 - ・岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物の破砕作業 など

粉じん障害によるじん肺とは

主に小さな土ほこりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、肺の組織が繊維化し、硬くなってしまふ病気で、根本的な治療がありません。いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気を進行します。粉じんへの「よく働防止対策」を徹底し、じん肺にかからないように予防することが重要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

粉じん粒子の大きさ



- 4 μ m以下の小さな粉じんは鼻やのどで排出されずに、肺の奥深くまで入り、肺胞や細気管支(枝分かれして一番細くなった気管支)、リンパ節等に作用し、肺胞を埋め尽くしてしまったり、あるものは炎症を起こしたりしながら肺は繊維状の組織で固められていきます。

防じんマスクの捕集効率

- ・使い捨て式防じんマスク
 - DS2 : 95.0%以上
 - DS3 : 99.9%以上
- ・取り替え式防じんマスク
 - RS2 : 95.0%以上

4 一般定期健康診断結果からの健康管理

生活習慣を改善するポイント

- 1に「運動」2に「食事」、3に「禁煙」、4（最後）に「クスリ」と言われています。

1 運動

- 日頃から体を動かす習慣を身につけましょう。
- 適度な運動を行うことで、消費エネルギーの増加や身体機能が活発化して血糖や脂質の消費量が増え、内臓脂肪がつきにくくなります。
- その結果、血糖値や脂質異常、高血圧が改善され生活習慣病の予防につながります。
- 高齢者は、体力や身体機能の向上により転びにくくなるなどの効果もあります。

改善のヒント

- 1日の生活の様々な場面で、今より10分、身体を動かす時間を増やしましょう。
- 機会を少しずつ見つけて、1日60分を目標にしてみましょう。

2 食事

- 食べ過ぎや欠食などの不規則な食生活は、内臓脂肪をためる原因となります。
- 肉などの動物性脂質の過剰な摂取や、野菜不足、塩分・糖分の摂りすぎなども、様々な生活習慣病の発症に関連があると言われています。

改善のヒント

- バランス良く食べる、三食（朝・昼・晩）きちんと取る
- 夕食は軽めに、油を使った料理は控えめ
- 副菜を多く食べる、食塩摂取は控えめに など

13

3 禁煙

- たばこは、多くの有害物質を含み、健康に様々な影響を及ぼします。
- 喫煙によって、がんにかかるリスクだけでなく、動脈硬化を進行させるリスクを高める可能性があります。また、妊娠中の女性の場合は、胎児にも影響することがあります。
- 禁煙は本人の努力だけでなく、周囲のサポートも大切です。

4 薬

- すでに糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病になっている場合には、生活習慣の改善に加えて、薬によるコントロールが必要なこともあります。
- ただし「薬を飲めば安心」ではなく、生活習慣の改善もあわせて行うことが大切です。

厚生労働省では、健康寿命を延ばすための

国民運動「スマートライフプロジェクト」を推進しています



14

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

2. 医療保険者※1との連携

医療保険者から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

3. 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

別添1

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があるとき、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→

<地域産業保健センターのご案内>
地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健康診断についての医師からの意見聴取、長時間労働・高ストレス者に対する直接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご利用ください。

2. 医療保険者との連携

■医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が効果に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者の義務に課せられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いいたします。
※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご利用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

5 熱中症対策 クールワークキャンペーン

福島の労働局 STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン
令和5年6月4日以上の熱中症が25件発生

キャンペーン期間
4月 5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

●令和5年6月4日以上の熱中症による労働災害は、死亡数は0人でしたが、休業4日以上の死者は5人で、令和4年と比べ1.1人増加しました。
●厚生労働省では、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。

●熱中症を予防するため、
1. 労働者の健康状態の把握と引当りまでの体調管理
2. 暑熱化が不足していると考えられる労働環境の改善
3. WBGT値の把握及び測定記録に応じた適切な対策の実施
などに努めましょう。

●職場における熱中症による労働災害発生状況

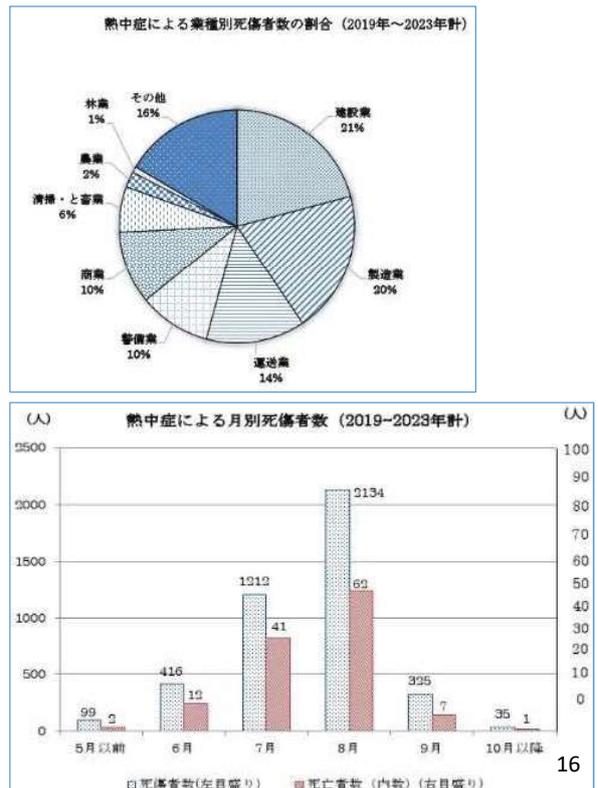
年次	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和4年	18	19	11	12	9	1	1	72
令和5年	26	29	25	20	18	9	1	129

●令和5年 熱中症災害発生事例の抜粋

番号	発生日	業種	被災者	発生状況
1	7月	製造業	40歳代	工場内で熱処理加工の作業を行っていたところ、脱熱、脱水及びびしょ濡れ状態が現れた。
2	8月	建設業	男 50歳代	解体工事作業中にめまよひ状態が現れ、木橋で休憩していたが意識を失い倒れた。
3	8月	建設業	男 60歳代	資材の積み荷周辺の暑熱環境中、暑さのため意識がもうろうとなった。

06.53

- 9月までクールワークキャンペーン期間中です。
- 秋は夏に比べて気温が下がり始めることから、水分補給が少なくなる傾向にあります。
- 結果として、残暑中に水分補給がされないことで、深部体温が上昇し、熱中症災害へとつながります。



6 火災災害の防止

4月から事業場における火災災害が多発中！！

当署管内において、令和6年4月以降、事業場における火災災害が2件発生しています。うち3件で火傷や煙を吸う等により被災者も発生しています。火災災害が発生すると、人的、物的損失が膨大になる可能性が高いことから火災災害防止のための対策を徹底してください。

災害事例

- ① 化学物質製造工程において、液体容器のマニホールドを開けて容器内に原料物質を投入していた際に、帯電した静電気スパークにより、容器内の有機溶剤ガスが燃焼し、噴出した火炎で労働者が火傷した。
- ② 化学物質製造工程において、化学物質を送送する樹脂製の配管が、流れる静電気スパークで摩擦しピンホールが発生し、ピンホールから漏れた化学物質が静電気スパークにより燃焼し火災が発生した。
- ③ 事業場敷地内に設置されている太陽光発電設備について、パワコンディショナー（制御盤）内部の電気部品が経年劣化によりショートし、火災に至った。
- ④ フライヤー清掃作業を行う際に、加熱ヒーターを停止しなかったため油温度が上昇し続け、また過昇温防止装置が経年劣化により故障して作動しなかったことにより、油が着火し火災が発生した。煙を吸った労働者が体調不良となった。
- ⑤ 製造工場内の設備工事において、建屋の構造部材を切断するため、グラインダーを使用したところ、火花が別室に飛散し別室に保管されていた危険物に引火し、火災が発生した。初期消火作業で煙を吸った労働者が体調不良となった。
- ⑥ 事業場の危険物整理から漏れ出し、一時的な貯留等が燃えた。
- ⑦ 自然発火性物質の運搬用容器の洗浄作業において、洗浄液（有機溶剤）を送送する前に容器内を空焚き換するため、容器の1次側ノズルに蒸発ノズルを接続し、バルブを開放したところ、容器2次側のバルブ接続部から内容物が漏れ出し、自然発火により燃え、火災が発生した。

※要因出典：職場の安全サイト

発生原因

- ▶ 危険物を取り扱う作業について、作業手順書が作成されていなかった、または内容に不備があったため、作業者が作業手順を誤った。
- ▶ 作業者への作業手順書の教育・周知が十分であったため、作業者が手順を順守せず、また手順を省略した。
- ▶ 化学物質を送送する配管を更新する際、リスクアセスメントを実施しておらず静電気スパークによるリスクに対する対策を講じていなかったこと。
- ▶ 作業中の静電気の影響についてリスクアセスメントを実施しておらず、除電が不十分であったため、静電気スパークが発生し危険物に引火した。
- ▶ 作業者が周囲の危険物の存在を認識しておらず、安易にグラインダーによる切断作業を行ったため、火花が飛散し危険物等に引火した。
- ▶ 製造装置の過昇温防止（安全）装置が、経年劣化による故障（誤作動）で作動せず、昇温が停止せず火災が発生した。
- ▶ 電気キュービクル（配電盤）の電気部品等が経年劣化によりショートし、火災が発生した。

防止対策

- ◆ 作業手順書作成の有無を点検し、未作成の作業や内容に変更があった作業については、早急に作業手順を定め、作業手順書を作成する。
- ◆ 化学物質を取り扱う設備について、リスクアセスメントの実施の有無を点検し、未実施の場合は早急に実施する。リスクは有害要因（衛生）のみでなく、危険要因（安全）についても計上する。
- ◆ 作業者への作業手順書の教育・周知を行う。特に新規の作業者に対する教育や頻度の少ない作業、作業内容が変更された作業の教育は、教育終了後に作業者が正しく理解しているかを確認し、理解度が不十分の場合は繰り返し実施する。
- ◆ 危険物を取り扱う作業について、静電気スパークを防止するため、帯電するおそれのある箇所を点検し、防電措置を講じる等、静電気を対策する。
- ◆ グラインダーやアーク・ガス溶接等火種となるおそれのある機械等を使用する場合は、作業開始前に周囲の作業環境や危険物等の火災のリスクについて調査し、措置を講じてから作業を行う。発注者とも信頼を共有する。
- ◆ 安全装置について定期点検を行い、外観の点検のみでなく、動作試験等を実施し、適正に作動することを確認する。
- ◆ 機械設備等については定期的に点検・検査を実施し、使用部品等に経年劣化を認められた場合や、耐用年数を経過した場合には適宜に交換する。

全国労働衛生週間スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場